

申入書（再）

平成28年12月27日

株式会社スタイルズ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

岡山市北区奉還町1丁目7-7

TEL 086-230-1316

FAX 086-230-1317

先般、当法人から貴社に対し、平成28年2月12日付け「申入書」を送付し、同書到達後1か月以内のご回答をお願いしていたところですが、何度か電話による連絡があったのみで、本日まで書面による回答をいただけておりません。

ブライダル契約は、消費者にとっては数百万円規模の多額の費用が発生する契約になることが通常である一方、契約当事者は家族を初めとする多くの方の協力の下、多くの夢を抱いて結婚式に臨むことが通常です。その意味ではブライダル会社には、消費者を経済的に保護し、消費者の夢を裏切らないといった、大きな社会的責任があるといえます。

貴社においてブライダル業界をリードしていただくためにも、以下の申入れ及び照会を是非検討されたくお願い申し上げます。

つきましては、再度、同内容の申入れ及び照会を行いますので、本書面到達後1か月以内に、文書にてご回答いただければ幸いです。なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

また、本申入れに対して何らご回答いただけない場合、当法人としては、消費者契約法に基づく裁判上の差止請求権を行使することも検討せざるを得ないと考えておりますので、その旨付言いたします。

記

第1 「会場において発生した事故・盗難の責任」について、以下のように申入れいたします。

1. 申入れする事項

約款第7条〔本会場における事故・盗難について〕において「一切責任を負えません」とある規定を、「当社に故意又は過失等がある場合を除いて一切の責任を負いません」と変更してください。

2. 申入れの理由

当該規定は、会場において発生した事故・盗難について、貴社が一切の責任を負わない内容となっています。

しかし、貴社の施設内で発生した事故や盗難である以上、貴社の故意又は過失が原因で事故や盗難が発生する場合があります。当該規定はそのような場合であっても貴社が「一切の責任を負わない」とする内容となっております。

よって、当該規定は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」に当たるといえ、消費者契約法第8条第1項第1号により無効となると考えられます。

第2 「1年以上前の解約に伴う解約料金」について、以下のように照会いたします

1. 照会する事項

約款第11条2①に規定された解約料金について、1年以上前に解約した場合の解約料金は、どのような算定根拠に基づくものなのかご回答ください。

2. 照会の理由

約款11条2①によりますと、開催日の150日以前に解約を申し出た場合、申込金10万円は返還されないこととなります。そうすると、解約を申し出たのが1年以上前であったとしても、当該規定により、申込金10万円は返還さ

れないことになってしまいます。消費者契約法第9条第1号によりますと、違約金の「平均的な損害額」を超えた部分は無効となります。その点、東京地判平成17年9月9日では、1年以上前の解約金条項については無効と判示されております。

1年以上前に解約がなされた場合の解約料金10万円は、どのような算定根拠に基づくものなのかご回答ください。

第3 「見積額算定における実費等の取扱い」について、以下のように照会いたします。

1. 照会する事項

約款第11条2②乃至⑥に記載されている「お見積額」の中に、印刷物、納品済み物品及びその他外注品等の実費が含まれていないかどうかご回答ください。

2. 照会する理由

当該規定によると、解約料金の額につき、印刷物、納品済み物品及びその他外注品等の実費（以下「実費等」といいます）に加えて、「お見積額」に解約日の区分に応じた一定の割合を乗じた金額を「解約料金」として消費者が支払うとされています。もし当該お見積額の金額が、実費等を含めて算出したものであった場合、貴社は解約料金として実費等の全額を徴収した上、更にこれらの実費等を含めた見積金額に一定割合を乗じた金額を徴収できることとなります。当該規定によって解約料金を徴収される消費者にとって、実費等の二重取りになってしまう可能性があるため、照会いたします。

以上